

産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会（第9回）議事録

日時：平成29年3月16日（木曜日）10時00分～12時05分

場所：経済産業省別館9階944共用会議室

議題：

1. LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について
2. 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
3. 熊本地震における取り組みについて
4. 集中監視システムの現状について

議事内容

○田村ガス安全室長 皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から第9回液化石油ガス小委員会を開催いたします。

まず、開催に当たりまして、住田商務流通保安審議官よりご挨拶をさせていただきます。

○住田商務流通保安審議官 皆さん、おはようございます。本日も、お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。

先の3月11日、先週の土曜日でございますけれども、震災から6年が経過をしたわけでございます。また、去年は、熊本地震を初めといたしまして非常に多くの地震が各地で発生をしたりしまして、自然災害という面では非常に色々なものに見舞われた1年だったというふうに思います。

そういう中でも、このLPガスの強さというのは非常に特徴を発揮したわけございまして、国民の期待にも応えて頂いたというケースも非常に多かったのではないかというふうに思います。熊本の地震の際も、やはりLPガスの地域というのは非常に大きなトラブルが少なかったということなのではないかというふうに思っております。

こういった災害に強いLPガスという特徴というのは、今後とも非常に私どもは大事にしていかなければいけないということで、逆に、首都直下地震などというのを考えると非常に心配になるというところでもあろうかな、というふうに思います。

また、LP業界におかれましては、私どもはスマート保安というようなことを言っておりますけれども、その先駆け的に、集中監視システムの導入というのを以前から進めて頂

いておるわけでございます。こうした取り組みをさらに加速しようということで、昨年4月には新しくゴールド認定の制度を立ち上げたところでございまして、監視システムの一層の普及拡大を今後目指したいと思っております。

L Pの安全を担う事業者の皆様におかれましては、こうした新しい技術の導入へのご理解を含めて、より多くの国民の皆様の安心・安全に一層のご尽力を頂きたいというふうに思うわけでございます。

今日の会合では、昨年の事故の状況とか、あるいは次の年度の保安対策指針の改訂、熊本地震の状況などについてご議論頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○田村ガス安全室長 ありがとうございました。

なお、住田の方は、次の予定がございまして、途中で退席させて頂くこととなります。ご了承頂ければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、橘川委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○橘川委員長 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

液化石油ガスをめぐっては2月に取引のガイドラインも制定されましたし、エネルギー全体を巡ってはエネルギー基本計画の見直しが今年はあるかもしれないということで、そこでもL Pガスは議論されることになると思います。L Pガスに対する期待と関心は高まっていると思いますが、その全ての前提は安全を確保することにありますので、今日の会議は非常に大事だと思っております。

本日、資料も多くありますので、効率的に議事を進めさせて頂きたいと思います。

それでは、今回から新たに参加された委員の方もいらっしゃいますので、事務局から委員の紹介及び資料の確認をよろしくお願いいたします。よろしくお願いします。

○田村ガス安全室長 それでは、まず初めに、本日の小委員会につきましては定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、今回から新たに参加される委員の方々をご紹介します。

まず、小野委員のご後任といたしまして、茨城県生活環境部長の今関裕夫委員でございます。本日は、今関委員の代理といたしまして、茨城県消防防災課の稲垣主任にご出席頂いております。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、北嶋委員のご後任といたしまして、全国L Pガス協会副会長の小埜寺

宏委員でございます。本日は、小埜寺委員の代理といたしまして、全国LPガス協会の内藤専務理事にご出席頂いてございます。よろしくお願いいたします。

また、増田委員のご後任といたしまして、日本LPガス協会会長の松澤純委員でございます。よろしくお願いいたします。

それから、東京大学の越委員は前回をもってご勇退となりました。本日はご欠席でございますが、横浜国立大学教授の大谷英雄委員にご就任頂いてございます。

また、本日はオブザーバーといたしまして、NPO法人テレメータリング推進協議会の谷合様にもご出席頂いてございます。

事務局メンバーにつきましても前回会合時から交代がございまして、三木前産業保安担当審議官の後任といたしまして福島が着任いたしております。

それから、大本前ガス安全室長の後任といたしまして、私、田村が着任いたしております。よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせて頂きたいと思います。

配付資料につきましては、お手元のタブレットの方に、電子媒体をご覧頂くという形式とさせて頂いてございます。お手元のタブレットの方を点けて頂きますと、それぞれのファイルが出てまいります。本日は、資料1、委員名簿から、資料1―1、1―2、1―3、資料2―1、2―2、2―3、2―4、資料3、資料4、参考資料といたしまして1、2をお配りさせて頂いてございます。本日の資料につきましては以上でございますが、もしタブレット上の不具合であるとか操作についてご不明な点がございましたら、いつでも係の者がサポートいたしますので、お知らせ下さい。

以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。

議事次第にありますように、本日の議題は、その他を含めて5つが用意されております。

早速、まず、1の「LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について」に入っていきたいと思います。

それでは、資料1―1、資料1―2、資料1―3に基づきまして、田村室長からご説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、私、田村の方からご説明申し上げたいと思います。

まず、資料の方でございますが、資料1―1が、昨年、これはカレンダーイヤーでござ

いますが、暦年のL Pガスの事故発生状況を取りまとめたものでございます。それから、資料1—2が、本年度、28年度の立入検査の実施状況、それから来年度の立入検査の重点というものを示したものでございます。それから、資料1—3が、ほぼ毎年度、トップヒアリングをそれぞれ17年度から行わせて頂いてございますが、その結果概要ということでまとめさせて頂いてございます。こちら一連を、私の方からご説明させて頂きたいと思っております。

まず、資料1—1、平成28年のL Pガス事故発生状況ということでございますが、まず、下のページで申し上げますと1ページに、全体の、昭和42年、すなわちL P法が制定された当時のトレンドがグラフとして示させて頂いているところでございます。

その下には図1ということで表が付いてございますが、その右ほど、28年の実績をご覧頂きますとお分かりのとおり、事故件数といたしましては平成28年136件、前年度178件で、件数としては24%減少ということでございます。それから、死亡者につきましても昨年は0、負傷者につきましても52名ということで、27年に比べると数は減ったということが今年の全体としてのトレンドということとなっております。

ちなみに、死亡者0は、19年から始まっているのでこの表には出てこないのですが、その前の前年、平成18年が死亡者0でございました。すなわち、28年は、10年ぶりに死亡者が0になったということでございます。

そこで、次のページが、2ページ目、こちらが死亡者数と負傷者数を、それぞれ直近5ヵ年で平均した数字を折れ線グラフで表しているところでございます。20年前ぐらいからほぼ横ばい状況になっているということでございますが、今年は直近の平均より少なかったということが言えるということでございます。

それから、3ページ目、真ん中ほどの表でございますが、こちらは事故件数及び死傷者数の推移ということで、先ほどの1ページ目の再掲も含めて書かせて頂いてございますが、この中の表で書かせて頂いているのは、いわゆるB級事故でございます。B級事故につきまして、真ん中ほどの表の一番右端、28年度の欄をご覧頂きますとお分かりのとおり、事故件数といたしましては、直近3ヵ年の平均が3件に比べまして28年は1件でしたということが分かってございます。ただ、一方では、一番下にB級事故の負傷者数が書いてございますが、過去3年平均に比べまして15人という形で上昇傾向が見られたということでございます。

それから、次のページ、4ページ目の上にグラフが色々と、4種類ほど書いてございま

す。これは何をお示しするかというと、過去5年間、直近の5年間、月別、それから雪害、雪害以外別の棒グラフをお示ししたところでございます。これは、雪害の影響が今年はどうだったかということを見るためにお示しさせて頂いているところでございますが、28年度につきましては雪害自体が減っているということ。ただ、一方では、雪害以外も減少傾向にあるということで、28年は年間を通じ少ない年だったということが分かるということでございます。

それから、4ページ目の真ん中ほどから下が、B級事故についての詳しいところのご説明となっております。4ページ目に2つポチがあって、2つ目のポチに書いてございます。

B級事故につきましては1件、28年8月に宮崎県で発生いたしました一酸化炭素中毒事故でございます。軽症、被災された方が15名いらっしゃったということでございます。ここで起こったのは、場所は高校の調理実習室というところ。教諭及び生徒15名の方が一酸化炭素中毒と診断されたということでございます。原因といたしましては、4ページ目の下に書いてございますが、給気扇2つが不作動であったこと、それから作動している給気扇もフィルターに目詰まりがあったというようなことから、換気不良ということで中毒に至ったというふうに推定されているということでございます。

それから、ちょっとページをおめくり頂きまして、6ページ目まで進んで頂きますと、起こった事故の現象別の事故発生状況をお示ししているところでございます。

実際の数字でございますが、7ページ目の表3というところにデータとしてまとめさせて頂いてございますが、表3の右ほど、28年の欄と、それから3年平均の欄、ここを比較してご覧頂くとお分かりになるかと思いますが、28年の特徴といたしましては、CO中毒、それから酸欠でございますが、これを割合で示すと6.6%、それに対して3年平均が2.6%ということで、その部分の比率が高くなっているということが分かるかと思いますが、

さらに7ページ目でCO中毒の原因をまとめてございますが、2つ目のポチでございます。めんゆで器であるとかフライヤーあるいはオーブンで給排気不良になったということ、あるいは換気扇不作動であるとか、そういったところ。さらには、CO中毒8件のうち5件において業務用換気警報器あるいはCO警報器が設置されていなかったというようなところが原因として見られているということでございます。

それから、8ページ目以降が、事故を原因者別にみた場合の発生状況をまとめさせて頂いてございます。

こちら、数字が9ページの下の方、表5というところでまとめさせて頂いてございますが、こちら右ほどの28年、それから3年平均というのを比較してご覧頂きますとお分かりのとおり、一般消費者等の起因する事故につきましては、件数としては3年平均に比べ減っている。LP販売事業者起因は、ほぼ横ばい。その他の事業者起因というのが件数として上がっているということでございます。その他の事業者起因の中でも、いわゆる他工事と呼ばれているものが過去3年平均で17.7件、それに対し28年は33件発生したということで、その他事業者の起因のうち約8割ほどを28年は他工事が占めていたということでございます。

それから、もう一枚おめくり頂きまして、10ページ目でございます。10ページ目は、(5)といたしまして、事故を場所別に分析したデータでございます。

その結果が、11ページ目の表7というところで書かせて頂いてございます。表7をご覧頂きますと、やはり住宅の関係が、これも右から4つ目、3つ目の欄を場所別割合ということでお示ししているところでございますが、住宅の小計の欄で申し上げますと、28年が63.2%、3年平均は63%ですから、ほぼ例年並みの発生場所として住宅で発生しているということでございます。やはり住宅で発生する割合が過半を占めているということでございます。

それから、すみません、次のページをおめくり頂きまして、12ページ目からは発生箇所別の統計をとってございます。

その結果が13ページ目の表8でございますが、こちらは、顕著なところは、過去、例年並みとみていいのかなというところでございますが、例えば消費設備のくくりの中の下から3番目の業務用燃焼器というのがございますが、業務用燃焼器というのが事故件数として、これまで3年では23.7件でございましたが、それが28年は20件になったであるとか、あるいは、同じく消費設備の一番上に書いてございます配管というものが、これまで3年平均では21.7件だったものが9件に減ったとか、こういった結果になっているということでございます。

それから、ページをおめくり頂きまして、14ページ目から死傷者を伴う事故というものをまとめさせて頂いてございます。14ページ目の表9がそのまとめでございますが、28年はほぼ例年並みの年と言えるということでございます。

それから、15ページ目、(8)が質量販売の件をまとめさせて頂いてございます。こちら一番下の表10で申し上げますと、28年は5件発生ということでございます。これまでの

3ヵ年は8件でしたので、28年は件数的には減った傾向にあるということでございます。ただ、一番下に負傷者数をまとめさせて頂いてございますが、6名の方が28年においては負傷されておられる。すなわち、その表の上にも書いてございますけれども、いわゆる質量販売の容器の使い方、接続や脱着を一般消費者が行う頻度が高いであるとか、屋外設置のため取り扱いミスが生じやすいであるとか、こういったことから、件数1件当たりにおける負傷者数の割合というのは高目の傾向がみてとれるということでございます。

それから、16ページ目が、バルク供給の件をまとめさせて頂いてございます。

それから、さらに進んで頂きまして、17ページ目が、先ほども申し上げました、(10)として他工事の事故をまとめさせて頂いてございます。他工事の事故につきましては、平成27年16件だったものが17件増加して33件というふうになってございます。これは、下の表12の右から2つ目を比べて分かりますとおり、3年平均に比べても高い結果となったということでございます。

さらには、(11)として法令違反を伴う事故というのを書かせて頂いてございます。

最後、18ページ目は、今申し上げたようなことをまとめさせて頂いて、書かせて頂いたということでございます。

以上でございまして、やはり件数自身は低減傾向にある、あるいは死亡事故も0だったということで、事故件数から見ると非常に低位な年であったといえようかと思います。ただ、やはりB級事故、CO中毒で被災者の方が多くおられたということで、引き続きCO中毒の撲滅に向けた対策が必要だということがこの状況の中からはみてとれるということでございます。

引き続きまして、資料1—2ということで、平成28年度立入検査の実施状況、それから29年度立入検査の重点ということでまとめさせて頂いてございます。

皆様ご承知のとおり、LP法においても、いわゆる事業者の創意工夫による自主保安、こういったものを前提といたしているところでございます。その取り組みをしっかりと事後チェックするという行政ツールとして立入検査を行っているということでございます。それを受けて事業者の今後の改善につなげて頂くということで、立入検査を厳格に実施させて頂いているところでございます。

まず、資料1—2の1ページ目の「1. 本省」のところで書かせて頂いてございますが、28年度におきましては20社、21事業所を対象といたしまして立入検査を実施してございます。

そのうち、2つ目のアローでございますけれども、法令違反が確認された事業者が1社。違反の内容といたしましては、「○」「○」「○」で書いてございますとおり、例えば14条書面の不備であるとか、再交付の未実施、そういったところ、あるいは業務主任者の関係、職務の関係等々ございました。

それから、3番目のアローが、その他といたしまして、不適切事案として4社ということで、嚴重注意等を行ってございます。

それから、1枚おめくり頂きまして、軽微な不備といたしまして13社が確認されたということでございます。

加えまして、2ページ目の真ん中ほどから2ポツといたしまして、産業保安監督部における立入検査というものもまとめさせて頂いてございます。監督部の方では、99社、104事業所を対象に立入検査を実施しております。その結果といたしまして、5社における法令違反であるとか、あるいは軽微な不備、そういったことが確認されているということでございます。

その結果につきましては、次の次のページから、「平成28年度立入検査等の結果について」ということで、それぞれ、私どもの方では、立入検査をした結果を四半期に1回公表させて頂いてございます。それをまとめさせて頂いたというものでございます。詳細な説明は割愛させて頂きます。

すみません、1枚お戻り頂きまして、3ページ目が、そういった28年度の立入検査の結果等々を踏まえながら、次年度立入検査の重点として考えさせて頂いているのが以下の事項でございます。こちらにつきましては、28年度に引き続きまして、次の(1)から(10)に掲げる事項を重点的に確認することとしていきたいと考えてございます。例えば、委託契約の内容であるとか、点検調査の実施状況、14条書面の交付状況、さらには保安教育、経年管理状況とか帳簿等々、こういったものを重点的に立入検査の中で確認していきたいというふうに思っております。

引き続きまして、資料1―3でございます。

1―3につきましては、先日、私どもの方で行いましたトップヒアリング、こちらの結果をまとめさせて頂いてございます。

まず、「I. ヒアリングの趣旨」ということで書かせて頂いてございますが、トップヒアリングにつきましては平成17年度から実施いたしておりまして、トップの方々をお招きいたしましてヒアリングをさせて頂いているということでございます。今年のヒアリング

の対象者といたしましては、Ⅱで書かせて頂いてございますが、カメイ株式会社さん等々5社を選定させて頂いて、お話を聞かせて頂いたということでございます。

その結果がⅢ以降でまとめさせて頂いてございますが、これは色々と私どもの方で、例えば法令遵守の徹底状況であるとか、リスク管理の徹底であるとか、保安対策指針の履行状況という観点から色々とお話を聞かせて頂いたということでございます。

例えば法令遵守の徹底であれば、1パラで書いてございますが、保安を最優先課題と考えて頂いているということであるとか、さらには、下のリスク管理の徹底につきましては、自主保安活動チェックシートというものを活用頂きながら、いわゆる強みの部分と弱みの部分、そういったものを自社内で分析を行って保安に取り組んでいらっしゃるというお話があったりとか、さらには、次の2ページ目でございますが、事故防止対策においてはやはりCO中毒事故の防止、こういったところで、最初でございますとおり、業務用換気警報器の100%設置という目標を掲げ、ほぼ設置を完了しているという事業者さんもいらっしゃったということでございます。

さらには、その下の一般消費者等に起因する事故の防止といたしまして、真ん中ほどにございます、毎月の検針票とか請求書のお知らせ欄を使いながら、ワンポイントアドバイスを掲載しながらやっているというような工夫をされていらっしゃる事業者さんもいらっしゃったということでございます。

さらに、自然災害対策でございますが、セコムの安否確認システムを導入したであるとか、下から2つ目の段落でございます、ガス放出防止型の高圧ホース使用を社内基準としたであるとか、さらには、2ページ目の下にも書いてございます、災害用バルクを設置いたしまして近隣住民の方々への支援ができるように備えているというお話があったりとか、それから、3ページ目は、2つ目の丸には、女性職員の活用。こちら、昨年から新規項目としてつけ加えさせて頂いたところでございますが、その状況といたしましては、保安業務部門での電話受付の女性従業員を積極的に採用中であるとか、そういったお話をお伺いしております。

さらには、認定販売事業者制度の有効活用ということで、ここにつきましては、やはり通信インフラの関係、あるいは導入時期の検討等々、あるいは予算制約とか、そういったところで、なかなかまだまだハードルが高い部分があるということをお聞きしております。

とりあえず、これまでの昨年の振り返りといたしましては以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速委員の方から、ご意見、ご質問等を賜りたいと思います。発言を希望される方は名札を立ててください。堀口委員、お願いします。

○堀口委員　　ご丁寧にまとめて頂きまして、大変分かりやすい資料になっていると思います。

質問なのですが、資料1―1の11ページ目の表なのですが、事故件数、死傷者数というのは、この表で良く理解できるのですが、また、それぞれの、例えば一般住宅、そういったものの事故件数が年度ごとにどう推移していったかというのもこの表で分かるのですが、例えば一般住宅、共同住宅、寮、それから旅館、飲食店、学校、病院というふうにカテゴリーをみていった場合に、それぞれ、母集団の数が違いますよね。私が、例えば28年度だけでこの表を見ると、一般住宅は例えば42件なのですが、一般住宅というのはものすごい母集団があつて、そのうちの42件だと。逆にいうと、B級事故なんかが起こりやすいのではないかなと思う、例えば学校とか飲食店というのは、母集団の数が一般住宅よりは少ないですよね。特に学校なんていうのは起こってはいけないところだと逆に思っていて、件数も大事だとは思うのですが、やはり母集団に対してどれぐらいになっているのかというところに注目しておかないと、B級事故とかが発生しやすい場所とそうではない場所、A級とかですね、があるのではないかなというところで、その母集団をどう考えるのかというところをお尋ねしたいというのが1点です。

資料1―2に関しては、1ページ目に対象事業者の選定理由が①から④まで書いてあるのですが、具体的な立入検査が色々記述されているのですが、それぞれの業者さんの、私は、事業者名というよりは、この事業者さんがこの①から④のどれに該当したのかなというのが表からはみてとれなかったので、選定理由を①から④というふうに書かれるのであれば、出して頂く、立入検査の事業者さんが、この①から④のどこに該当しているのかなというのが分かるようになっているとありがたいなと思いました。

それで、1枚めくった29年度の重点項目に関しまして、例えば29年度が終了するときにまた同じような資料を提出して頂けると思うのですが、この10項目の重点項目を立てたということであれば、立入検査をされた結果を返却して頂くというか、資料にして頂くときに、この10項目については、◎だった、○だった、×だったというような全体像が見渡せるようなものが出てくると、ちゃんと勸奨して、どれぐらい、例えば勸奨された20社が重点項目についてはできていたんだというようなことが1枚紙になっていると一目瞭然で分かるのかなと思いました。

ということで、トップヒアリングされていて、トップヒアリングのところで色々な取り組みをされているということが本当に良く分かりましたが、資料1—3の2ページ目の事故防止対策というところで、一般消費者等に起因する事故の防止というところで非常に良い取り組みをされていると思っているのですけれども、やはり今回のB級の事故も学校だったというふうに書いてありましたし、分母の少ないところに対してどのようなアプローチをしていくのかというのも、ひとつ今後聞いて頂ければと思います。

以上です。

○橘川委員長　いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　ありがとうございます。今、堀口先生からご指摘頂いた点、全てについて、今後我々の検討の中の参考とさせて頂きたいと思います。

まず、事故件数における母集団につきましては、必ずしも母集団だけではないと思います。その母集団の中でも発生し得るリスクの高さや低さであるとか、そういったことも、色々な要因が絡んでくると思いますので、我々といたしましても色々な角度から分析できる効果的な分析というものを引き続き目指していきたいと思っております。

それから、立入検査の選定理由であるとか、立入検査結果の照らし合わせ、これにつきましてもご意見頂いた部分で参考にさせて頂きたいと思っておりますが、まず、選定理由1から4というのは、どちらかという私どもとしてこれまで積み重ねたデータの中でどういった方々を選定していくかというところで、いわゆる内部で検討させて頂きながら選定させて頂いたというところがございます。これをこういった形で公表するかという部分については、またちょっと慎重に扱っていききたいと思いますし、立入検査結果につきましても同様でございまして、色々項目を調べた結果として改善点をご指摘させて頂いたのは、資料の内容に書かせて頂いている部分でございますが、逆にいうと、その他の、この内容以外の部分について、改善指摘はなかったということでございますので、それを(1)では○、(2)は×とか、そういったことで分かりやすく示すかどうかにつきましても、その公表との関係でしっかりと検討させて頂きたいと思います。

以上でございます。

○橘川委員長　よろしいでしょうか。

吉川委員、お願いします。

○吉川委員　ありがとうございます。大変詳細な分析をありがとうございました。この資料をまとめて頂いたこと、感謝します。

それから、死亡者0というものの達成は、やはり業界関係者の方の努力だと思ひまして、これには敬意を表したいと思いますが、その一方で、負傷者数を見ると20年前からほとんど減っていないというようなことがみてとれるのではないかと思います。資料1—1の2ページですか。やはりそうすると、負傷者数の減というのが当面の最大課題ではないかなと考えました。

そこで、先ほど堀口委員からも指摘がありましたが、学校での事故はまさに不適切使用の例ということで、私はやはり、消費者教育の大切さということが一つ対策として挙げられるのではないかなと思ひました。それで、例えば学校の家庭科教育の授業においてガス機器の適切な使い方をに入れてもらうように文科省に働きかけて頂くとか、私も小さいときに針の使い方の怖さを非常に習って、それ以来、針はしむときには本数を数えたりということが習慣になりましたが、小さいころの教育というのは植えつけられやすいので、小学校の低学年に対してそういった指導をするということも消費者教育としては有効なのではないかと。また、教員に対しても、化学や家庭科などでそういうガス機器を使う授業の中で、使う教員に対してもこちらからアプローチをしていくということも大事なのではないかなと思ひました。

業務用に関しても、なかなかガスだけという指導だと難しいと思うので、保健所との連携等もしながら、やはり裾野の広いというか、危険性が起こりやすいところにどうやって適切な使用を訴えかけていくのかというアプローチを色々工夫して頂くことが肝心ではないかなと思ひました。

それから、立入検査については、不適切事項があった業者に対しては、次年度ということではなく、そのフォローは当然実施されていますよねということの確認、どのような方法で確認をされているかもあわせて伺いたいというふうに思ひました。

法令違反等は、資料1—1の17をみても、リンクして事故に結びついていますので、このあたりをぜひ徹底して頂きたいと。

それから、28年度の立入検査の重点項目はどこにあったのか。堀口委員のご指摘と同じなのかもしれないのですが、それとの絡みで表を整理して頂けるとより分かりやすかったかなと。それで、その上で29年度はどういう変化をするのかというのが分かると、私たちにも見やすかったかなというふうに思ひました。

以上です。

○橘川委員長 何人かの方が札を立てていらっしゃいますので、議題も多いので、ちょ

っとまとめて発言頂いて、事務局からの返答は最後ということにしたいと思います。

○大石委員　　今のご意見ともつながるのですけれども、今回、学校での事故ということで、確かに消費者教育とかというのも大事なのですが、まずは、この今回の事故のことを、文科省を通じて直接、施設の管理者である、例えば学校法人であるとか、県立の学校であれば都道府県であるとか、そういうところに再点検の何か注意のようなものを行って頂いたのかどうかというのが一つ気になりましたので、教えて頂けるとありがたいです。

それから、あと、資料1―1の15ページにある質量販売の事故についてなのですけれども、現在FRP容器の検討も進められている中で、今回のこの事故というのにFRPの容器というのが入っていたのかどうかということがもし分かれば教えて下さい。

以上です。

○橘川委員長　　天野委員、お願いします。

○天野委員　　追加部分だけですが、学校の場合、教員は公立だと数年で異動になりまして、学校によって全部設備が違いますので、継続的に管理者や教員に対する啓発といいますか、情報提供をご検討頂ければと思います。

○橘川委員長　　田村室長、お願いします。

○田村ガス安全室長　　様々なご指摘を頂きまして、誠にありがとうございます。特に多かったのは、周知であるとか、アプローチのやり方であるとか、そういったことということであったかと思います。

まず、特に今回、B級事故として宮崎県で発生した、いわゆる学校教育施設の中で発生したということですが、かねてからCO中毒につきましては、この次の議題でもご説明させて頂きますが、関係省庁、それから関係団体への周知というのを毎年度行っております。さらには、色々な広報素材あるいは媒体を使いながら、それぞれ効果的だというふうに思われる広報、周知啓蒙を展開しているということでございます。なかなか、その中には、これが正解というところがないということもございますので、私どもでも、それぞれ、その年度で起こった事故なんかを振り返りながら、広報のやり方、アプローチの仕方、そういったものをしっかりと見極めながら、適切な広報をこれまでも展開してきましたし、今後も展開していきたいというふうに思っております。

あと、立入検査の重点項目につきましてもご指摘があったところでございます。立入検査の重点項目につきましては、29年度は、28年度に引き続き、同じ10項目ということを予定させて頂いてございます。結果の中には、やはりまだまだ指摘が改善されていないとい

うところを踏まえまして、やはりこの項目というのはまだまだ大事だということの判断で、29年度も引き続きやらせて頂きたいというふうに思っております。また、結果との見せ方の関係につきまして、分かりやすさということのお求めもございましたので、先ほど堀口委員のご質問にもお答えしたとおり、見せ方も含め、頂いたご意見を参考にしながら、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、質量販売の事故で、F R P容器は入っていたかというところでございますが、これは、私の理解では、F R P容器は入っていないと思いました。F R P容器は入っていないということです。鋼製容器の事故だということでございます。

それから、最後、天野先生から、学校の場合、色々と人が代わるというお話がありました。その部分につきましても、色々とC O中毒の関係は関係省庁で連絡協議会を設けておりますので、そういった場で、何が工夫できるかということも含めて、しっかりと要請あるいは意見交換を進めていきたいと思えます。

以上です。

○橘川委員長 田久保企画官。

○田久保石油流通課企画官 石油流通課のL P G企画官をさせて頂いています田久保でございます。今、F R P容器のことについて大石委員からご指摘がありました。F R Pというのは強化性プラスチック容器ということで、鉄製容器ではなくて、非常に軽いというメリットがありまして、新たな消費者のツールとして有用性が確認できるのではないかとということで、我々の方で予算をとらせて頂きまして、昨年度、実証実験ということで、補助金を付しまして、約300件のお客様方に使って頂いたという実験をさせて頂きました。その中の結果なのですが、後ほど、どこかの場で正式にお伝えできる場があるかもしれませんが、中間報告といたしましては、3件ほど、ちょっと若干ガス臭いというような苦情はあったらしいですが、ただ、それは、何かどこかに通報されたとかそういうのではなくて、例えばボンベを消費機材に付ける場合に、ちょっとガス臭いとか、その程度のことだったと理解をしていますので、そういった意味からは、やはりF R P容器の事故というのはこの300件の実証実験においても確認されていません。

以上です。

○橘川委員長 あと、気になったのですが、この宮崎県の件ですが、15人と多いわけですね。この件に関しては具体的に、それで、まずいというだけではなくて、逆にいうと、先生のその場の判断が非常に良かったのではないかと思うわけで、そういう

経験も踏まえて、文科省を通じて何か学校に伝えられたのかどうか。具体的に、この件についてはどうなのでしょう。

○田村ガス安全室長　この件については文科省とは情報共有をしておりますが、特にこれをもって注意喚起とかということはしておりません。ただ、実際は、事故の原因究明、再発防止については、こちらはLP法に基づきまして県がしっかりやるということになってございます。個別の事故としてはですね。

○橘川委員長　やはり先生同士の間の情報共有もあった方がいいように思いますけれども。

では、よろしいでしょうか。

それでは、2つ目の議題に入りたいと思います。「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について」、資料2―1から資料2―4に基づきまして、再び田村室長にご説明頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○田村ガス安全室長　それでは、資料2―1から2―2、2―3、2―4を通じましてご説明申し上げたいと思います。

まず、資料2―1でございますが、平成28年度の取り組み状況ということをもとめさせて頂いたものです。これにつきましては、28年度の保安対策指針の要請4項目、重点事故防止対策3項目というのを設けさせて頂いたところでございます。それに対する取り組み状況ということで、国の機関あるいは関係団体等々でどういった取り組みがなされているのかということ調査しながらまとめさせて頂いたというものでございます。これは若干ちょっと詳細にわたりますものですから、これらをまとめて資料2―2、パワーポイントの方でお示しさせて頂いたのが取り組み状況に関する参考資料というものでございます。

まず、資料2―2の方でご説明申し上げたいと思っております。

まず、右下のページでいいますと2ページ目、パワーポイントの右下のページ、2ページ目でございますが、目次という形で書かせて頂いてございます。こちらがいわゆる要請4項目、それから重点事故防止対策3項目の関係のタイトルとなっておりまして、これらに対してどういう取り組みが、これまでも行われてきたかも含めまして、28年度に新たに行われた取り組みも含めましてまとめさせて頂いたというところでございます。

例えば、次の、右下のページでいいますと3ページ目が、こちらが全国LPガス協会さんの方で取り組んで頂いている内容。「すべてはお客様の安心のために」というスローガンで、3ヵ年計画で、様々な推進活動を行って頂いているということでございます。

例えば、真ん中から下ほどに書いてございます①から⑧番目、自主保安活動チェックシート、先ほどもトップヒアリングで出てまいりました、そういったチェックシートを活用した自己診断をやるということであるとか、④番目のようなガス栓カバーの設置促進とか等々、取り組んで頂いているということでございます。

それから、ページを飛んで頂きまして、右下のページで5ページ目では、日本液化石油ガス協議会をはじめといたします7協議会さんがいらっしゃいます。そういう7協議会において、行動基準として定めながら、特にガス栓カバーの点、それから調整器の期限管理、CO中毒の対策機器の普及と、こういったものを念頭に活動を展開されておられるということでございます。

さらには、右下ページ、6ページ目には、保安教育のための講習会等々、活動を展開されていらっしゃるということ。

それから、右下7ページ目以下には、これは表彰の関係でございます。過去からの暦年の表彰を受けられた方々のリストというものを付けさせて頂いてございますが、こういう表彰制度を活用しながら、いわゆる保安に対するインセンティブというのを増して頂くというような活動をやっているということでございます。

それから、ずっとページを飛んで頂きまして、14ページ目、こちらが認定液化石油ガス販売事業者制度、昨年4月に制度を見直したわけでございますが、そちらの認定状況を書かせて頂いてございます。こちらにつきましては、参考1ということで別途、日本地図で、こういった事業者さんが選ばれていらっしゃるということも配付させて頂いてございますので、後ほどご参照頂ければと思います。

それから、右下ページでいいますと17ページ目、こちらからCO中毒事故防止対策でございます。食品工場及び業務用厨房、こういったところでの発生状況を踏まえまして、28年、昨年の7月、経産省の方から団体宛てあるいは関係省庁宛てに注意喚起を要請してございます。実際の要請文は18ページ目のとおりでございます。

それから、さらには、飛んで頂きまして、21ページ目、こちらは同じくCO中毒事故防止対策のうち、いわゆる広報、リーフレットの関係です。こういったものを消防庁と協力しながら作っているであるとか、あるいは、22ページ目は、これは個別事象の発生を踏まえて、パン屋さんにおける死亡事故、こういったものを踏まえて、沖縄県の高圧ガス保安協会さんの方で色々と注意を呼びかけていらっしゃるということ等々、それぞれ色々な活動をされておられます。

さらには、25ページ目までおめくり頂きますと、同じくCO中毒の飲食店あるいは消費者、そういった向けのリーフレットを作成し、ホームページで公表ということ。

さらには、昨年から、25ページの左に書いてございます、おじさんが見えますが、「我須野（がすの）さん」というイメージキャラクターを設定いたしまして、「我須野の部屋」とか、こういったところで安全を知って頂くための分かりやすい広報というものを展開してございます。

さらには、広報の関係がずっと続きますが、例えば29ページ目は、同じくこれはCO中毒事故防止対策の一環として、学校教育、こういったところへの教科書への掲載ということで、文部科学省さんにもお願いしながら、理科の授業にも使えるような、そういう教科書にも、不完全燃焼とかというものを注意喚起するということの趣旨で、いわゆる学生さんの若いころからの教育活動の中にもこういった知識を生かして頂くということをやったりとかしてございます。

さらには、色々なリーフレットとか広報素材を使いながらやっているわけですが、そういった中で、33ページ目が、ガス栓カバーの出荷数というのをまとめさせて頂いたところがございます。ガス栓カバーの出荷数は、この棒グラフをご覧頂いても分かるっており、一番右が28年の最新データを載せさせて頂いてございますが、少なかった23年当時と比べると約15倍ふえているというところがございます。それだけ設置が進んでいるということでございます。

さらに、ちょっとページを飛んで下さい。39ページ、これも一般消費者起因の事故防止対策の一環といたしまして、これは昨年2月です。こういった形でのPRというか、「換気」「確認」「防止」というようなことの周知、こういったものを週刊誌に掲載したりとかをやっております。

さらには、41ページ目でございますが、これはいわゆる塗装工事業者によるビニールシートの養生が不完全燃焼をもたらしたということで、一酸化炭素中毒とか酸素不足とか、そういう中毒発生のおそれがあるということ、実際に死亡事例も発生しているということを受けまして、こちらは29年1月、今年に入っただけの頃ですが、国土交通省に対して、塗装工事業者の業界に対し要請を行っているということでございます。

さらには、ページを飛んで頂きますと、43ページ目、こちらが今年の1月にやったところでございますけれども、建設工事現場における事故というものが増えているということでもありますので、厚生労働省とか国土交通省、こういったところに事故防止のための協力

要請を実施したりとかをしているということでございます。

さらには、45ページ目が、こちらが質量販売対策。事故防止対策の一環でございますけれども、質量販売に関するリーフレットというものを作成しながら事故防止を呼びかけたりとか、46ページ目は山小屋の関係ですね。注意喚起のリーフレットを作ったりとかしてございます。

少しページを飛んで頂きまして、48ページ目、こちらが自然災害、落雪の関係です。落雪対策といたしましても、今年の1月に、中央防災会議、こちらから降積雪期における、雪の時期における防災対策の強化についてという要請を中央防災会議の方から頂いておりますので、それを受ける形で私どもも、LPガス協会さんであるとか販売事業者さんに対し要請を行っているというような活動を行ったりとかもしております。

最後ですけれども、ページは53ページ目、これが自然災害対策の中の特に地震に関する部分でございますが、LPガス災害対策マニュアル、こういったものを既に策定し、それを使って頂いているというところでございますが、それにつきましても、左に書いてございますとおり、東日本大震災後の「14の対応策」というのを24年にお示し頂きまして、それに対するフォローアップを毎年行ってきたということでございます。

今年もフォローアップを行ってございまして、そちらにつきましては参考2という形で、毎年の追跡調査、アンケートの結果をお示ししてございます。こちらも詳細な説明は割愛させていただきますが、アンケートの結果といたしましては、ほぼほぼ全国で対策が完了したということ、100%に近づきつつあるというようなことがアンケート調査結果として分かっているということでございます。そういったLPガス災害対策マニュアルの改訂なんかを通じまして、しっかりと防災対策も含めた保安の確保を行っていくということでございます。

さらには、すみません、引き続きまして資料2—3、こちらが一番ご審議頂きたいという点でございますけれども、平成29年度保安対策指針の新規項目、それから実効性を高める取り組みについて、案としてまとめさせて頂いたところでございます。こちらにつきましては、毎年、保安対策指針を前年度ベースで見直しながら、それぞれ各年で対策を進めて頂いているというところでございます。次年度につきまして、色々と事故の原因あるいは事故の発生状況、立入検査等の結果等を踏まえまして、あるいは各団体あるいは販売事業者で取り組んで頂いている内容等々を踏まえまして、こういった項目を追加したいということでお示したところでございます。

まず、1 ポツが、次年度の主な新規項目としてお示しさせて頂いたものでございます。基本は、28年度の保安対策指針を踏襲するということが基本かというふうに思っております。保安対策指針については、広く色々な観点から保安対策というものを講じるという取り決めになってございます。それらの基本的な骨子は変える必要はないというふうに考えてございまして、さらに、例えば技術革新であるとか、あるいは状況変化であるとか、そういったところを踏まえて追加をしたいというところでございます。

まず、(1) 番目は、集中監視システムの導入の関係でございます。こちらは、もともと集中監視システムというのが、昨年から色々、ゴールド認定を導入するということで取り上げさせて頂いたところでございますが、さらに次年度においては黄色の部分、集中監視システムの検討に際しましては、やはり昨今、IT技術の高度化において、サイバーアタックというのが非常に懸念材料とされているという世の中になってございます。そういったところを勘案して、通信システム・ネットワークにおけるサイバーセキュリティの確保、さらには、メーターであるとか端末の機能がアップしているということでございます。そういった大幅に機能アップし、さらには規格も国際標準化されたようなマイコンメーターあるいは通信端末、そういったものを集中監視システムを検討する際には配慮して下さいというのがまず1点。

それから、(2) 番目は、CO中毒事故の防止対策ということで、やはり昨年の宮崎の事故を踏まえまして、学校、福祉施設等、こういったところに、業務用調理機器を使用する場合のCO中毒事故が発生しているということを踏まえまして、そういった場で調理を行う際も不完全燃焼によるCO中毒事故に十分注意するという、それから警報器の設置も促進しようということでございます。

それから、(3) 番目、機器の事故防止対策ということで、こちらにつきましては、自動切替式調整器というのが調整器の一つのタイプとしてございます。これは、ボンベが何本か付くタイプの調整器でございまして、ボンベが1本切れそうになると次のボンベに自動的に切り替わるという構造になってございます。これは、構造上、例えば3本につながる調整器があったとして、1本ボンベがないということになると、自動切替の際に、ない側の方からガスが漏れ出すという、構造上そういうことになっているのですけれども、実際、過去10年ぐらいをみますと、それによるガス漏れが大体20件ぐらい発生しているということもありまして、明示的にここで保安対策指針として、追加項目として挙げたいと。すなわち、自動切替調整器の予備側に何かを接続しないという場合は、予備的な容器を接

続するか、あるいはもうキャップをしてしまいたいというようなことを、これは非常に基本的なことなのではございますけれども、これが守られないがために発生している事故というものがございまして、ここの部分はしっかりと追加していきたいということ。

それから、最後、(4)番目は、熊本地震を踏まえた追加項目ということで、これは後ほどまたご説明いたしますが、昨年の熊本地震を踏まえまして、LPガス災害対策マニュアルを改訂したいというふうに考えてございます。保安対策指針では、その改訂方針に従って取り組みを着実に実施するというのを追加として挙げたいということでございます。

さらには、2ポツ目に、保安対策指針の実効性を高める取り組みとして、行政機関の連携、それから自主保安活動の把握等々、挙げさせて頂いているということと、最後に「3. 事故撲滅のための更なる取組」というものを挙げさせて頂いているということでございます。これらの項目については、平成26年度より継続ということで挙げさせて頂きたいというふうに思っております。

そういったその追加項目等々を含めて、溶け込ませたのが資料2—4になってございます。

若干簡単にご説明しますと、まず、第1の「保安対策指針の位置付け」というところから1ページ目が始まっておりますが、2ポツのところでは事故発生状況ということで、先ほど冒頭ご説明した直近の発生状況をお示しするとともに、さらには2ページ目の(2)から法令遵守の状況ということで、こちらでも立入検査の結果、最新の状況というものを含めさせて頂いたということでございます。

保安対策指針で一番ベースとなる理念というか、目標というのが、3ページ目の真ん中ほどに書いてございます。これは従来から変わってございません。いわゆる2020年時点の目標として死亡者0、それから負傷者25人未満を目指すというのがこの保安対策指針の大きなところでの理念ということで、ここに唱わせて頂いている。これは従来と変わりません。

それから、4ページ目からは、第2ということで始まってございますが、その第2の中の具体的な取り組みの中で、例えば7ページ目、これも黄色で塗らせて頂いてございます。集中監視システム、先ほど、前の資料でご説明したとおりのところを追加でお示したりとか、9ページ目も同じでございます。こういった等々の追加事項を含めて、それをマージをするとこういう資料2—4になるということでございます。

ご説明としては以上です。

○橘川委員長　こちらでは黄色くなっていないと思いますけれども。分かりました。

それでは、ただいまの保安対策指針についてこれから議論していきたいと思いますが、この資料２―３の次年度保安対策指針の新規項目につきましてを特に、この案で良いかどうかをご確認頂きたいと思います。最終的には２―４のような形で経済産業省の指針として取りまとめていくということ、それに向けての審議となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、例によって、ご意見、ご質問がある方は名札を立てて頂ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員　指針自体、また、新規項目自体はこれで結構なのではないかなというふうに思います。

それで、先ほどもしかすると発言するべきだったのかもしれないのですが、この指針をまた新たに実行していくに当たって、まず、啓発の対象にやはり若手をしっかり入れていくことが、例えばアルバイト現場であるとか仕事の現場、また、LP業界の担い手の育成にも関わってくるというふうに思うんですが、その件について質問と提案をまずさせて頂きたいと思います。

今までも情報共有して頂いているのかもしれないのですが、若手に啓発する際に、例えば確実にこれはLPガスを使うであろう、例えば調理師さんの専門学校とか、栄養士さんとか、家政学はもちろんなのですが、例えば理系の実験とかをするような大学とか、そういうところにピンポイントで啓発に力を入れているのかどうかとか、あと、工業高校さんとか農業高校さんもLPガスを使う機会がある生徒たちが多いというふうに思いますし、また、地元就職する率が非常に高いと思いますので、そういったような少しピンポイントでの啓発というのも考えてもいいのかなという提案です。

それから、熊本地震についてなのですが、熊本地震について災害対策の見直しを行われるのは当然のことなのですが、その見直しに当たって、何らかしかりとした調査をされているのか、もしくはこれからされる予定なのか。私、内閣府の方の防災の関係の委員とかも今やっているのですが、かなり綿密に調査を行った上で対策に生かしていくということで進んでおります。そういう意味では、当時被災したときの事業者さんからお話を聞くだけではなくて、自治体さんとか、それから被災した消費者の方からも、やはりきちんと調査をした上で対策の見直しを行っていくべきではないかなというふうに思

いますのと、それから、訓練ですね、マニュアルを作っても訓練をしないといけないわけで、その訓練も、地元の自治体、都道府県や市町村が行う訓練に参加するというのは当然のことなのですが、事業者さんの間でも、特に情報連携とか広域連携については、実働の訓練だけではなくて図上訓練、机上訓練なども非常に有効だと思います。シナリオ型などの。特にネットワーク形成とか広域での応援体制などを考えるときには、そうした訓練もやはりしておく必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、集中監視システムの導入についてなのですが、やはりこういった事業者さんが導入にこぎ着けていて、逆にいうと、小規模でも導入にこぎ着けられた事業者さんとか、もしくは、あと一步で導入にこぎ着けられるかもしれないのだけれども足踏みをしていた業者さんもいらっしゃると思うんですね。そういう意味では、どういう事業者さんが課題を抱えていたり、もしくは課題を乗り越えたのか、そうした分析もしっかりしながら対策を進めていく必要があるかなというふうに思いました。

最後、これもトップヒアリングのところで申し上げるべきだったというふうに思うんですが、LPガスというのが、やはり地域社会の持続可能性の課題と非常に表裏一体のライフラインだというふうに私は認識をしております。そういう意味では、地域社会とインフラの近年の動向だとか将来見通し、そういったことも経営者にトップヒアリングなんかで聞いていくとか、地域社会への貢献、関与を、それは社会貢献から様々な関与があると思うんですが、地域社会への関与の姿勢とか実態というのもやはりしっかり継続的にみていく必要があるかなと思います。

そういう中で、例えば、担い手の育成という意味では、学生さんとか、高校生とか大学生を巻き込んだ、何か一緒にやる啓発とか調査とか、あと、例えばインターンの積極的受け入れ、こういったこともぜひ取り組んで頂けたらなというふうに思います。

以上です。

○橘川委員長　ほかにはいかがでしょうか。では、井伊委員、お願いします。

○井伊委員　今の指摘にちょっと関連するんですが、まず、今はこの保安対策指針についてどうかというところでやられているのですが、この最初の1枚紙の方の裏側に、LPガス災害対策マニュアルを改訂する方針というふうになっていて、このマニュアルそのものはここでやるわけではなくて、また別のところでやっているのですが、昨年の熊本地震を踏まえて、どういう形での改訂が予定されているのかというところ

をちょっとご指摘頂かないと、改訂する方針だからといわれても、ちょっと、この指針に
どういう形でそれが反映されるのかというのがちょっと分からないので、具体的な形で、
どういうふうにやられるのかというのが分かっている範囲で教えて頂きたいということと、
これ、毎年指摘させてもらっているのですけれども、ガス栓カバー、これは普及してきた
なというふうに思うんですけれども、ハードに対してのカバーのカバー率というか、ガス
栓カバーそのものの出荷はどんどん進んでいますけれども、二口のハードに対しての導入
というかは、どれぐらいの比率になっているかというのをちょっと、分かれば教えて頂き
たいということの2つです。

○橘川委員長　大石委員、お願いします。

○大石委員　ありがとうございます。今の井伊委員の最初の質問は私も同じで、ここに
「改訂する方針であり」とあるのですけれども、具体的なものは何かなと思ったのが1つ。

それから、もう一点は、今年の4月から都市ガスが自由化されて、結局、都市ガスの事
業者でLPを扱った方が都市ガスに入っけられたりする中で、今回は災害対策、LPガ
スの災害対策マニュアルということになっているのですけれども、何かそういうガスとし
て、都市ガスとLPとか協力できたり提携できる部分がもしあるのであれば、ぜひ、災害
時などは特に入れていってほしいなと思いましたので、これは意見です。

以上です。

○橘川委員長　いかがでしょうか。

ちょっと私から、全く違う角度からなのですが、一つは、この指針は非常に良い
制度だと思うので、英語にして欲しいということです。今年の1月、ミャンマーにLPガ
ス市場の調査で行きましたけれども、東南アジアはものすごい勢いでLPガスが入ってき
ています。それは電力が足りなくなったということと、電力や灯油に対する補助金が、も
う国家財政がもたないので、熱量が高いLPに切り替えているという理由なのですが、非
常に危ない状況で使われていて、日本から学びたいことは山ほどあると。ところが、英語
のデータが全然なくて、結局英語になっているのはアメリカの基準だけだということで、
アメリカの基準を導入するというような、こういうことが起きています。とても国際標準
化にならないので、こういう指針のような何か重要な文書、他のものもあるかと思いま
すけれども、英語にしてもらいたいというのが1点です。

それから、2点目は、「我須野さん」です。これ、良いと思うんですけれども、確かに
業界の方でこういう顔をした方は多いかなとか思ったりしますが、この委員会をみても、

結構ダイバーシティもあります。「我須野さん」を下ろせという意味ではなくて、もう一人、ダイバーシティ、ジェネレーションとジェンダーを視野に入れた、もう一人つけ加えるという、そのイメージが重要なのではないかと思います。

○田村ガス安全室長　　すみません、ありがとうございます。

まず、浅野委員から、いわゆる担い手としての若手の啓発というお話がございました。調理師の専門学校であるとか、理科系の学校であるとか、ピンポイントでの周知啓蒙というのが必要ではないかということでございます。それはまさにおっしゃるとおりでございまして、先ほどお示ししたとおり、私どもも色々なリーフレットあるいは素材、映像とか、あるいは音声なんかも使いながら、色々な媒体、色々な相手、例えばご老人を対象にしたとか、あるいは若い主婦の方を対象にして、そういった向けの雑誌に載せたりとか、そういったところで、やはり周知というのは一つやれば済むということではないので、その部分は、私どもも今までも毎年色々なやり方を変えてきているというところもございましたので、今頂いたご意見を参考に、次年度どういう広報を具体的に展開していくかというのをしっかり考えたいというふうに思っております。

それから、2番目の熊本地震につきまして、これ、次の議題でお示しするというのをさせて頂く予定でございますけれども、今、私どもがやろうとしているのは、やはり事業者の方の行動なり何なりがどうだったかということは、まず振り返って見るということが必要だというふうに思っております。その中でも教訓というのはやはり出てくるものですから、出てきた教訓については、LPガス災害対策マニュアルというのが一つの行動のガイドラインだということもございまして、その部分は早急に改訂していく必要があるのかなというところもございます。さらに足りないという部分については、やはり自治体の方とか、色々と、住民の方とかのお声というところもありましたけれども、その部分については何ができるかというのは、ちょっとこちらでも考えてみたいと思います。ただ、やはり事業者の行動の中にも教訓があった。それに対しては速やかに、地震はいつ起こるか分からないものですから、より一歩でも改善に結びつくような行動を今始めることが必要ではないかというふうに思っております。

それから、井伊先生と大石先生ですか、LPガス災害対策マニュアルを改訂する方針というのが何のことか良く分からんという、おっしゃるとおりでございます。すみません。それがまさに次の議題でご説明申し上げようと思っていた、資料3のところでご説明しようと思っていたところなのですけれども、資料3のところでは、色々な行動をクロノロジ

一で考えると、体制面でもそういったところでより良い改善が図られる点があるのではないかと、またこれからご説明しますが、何点かご提言申し上げています。そのご提言を踏まえて、これも次の資料に書いてあるのですけれども、LPガス災害対策マニュアルを改訂していきたいというようなまとめ方をさせて頂いてございますので、資料3に出てくる諸点が、ここの保安対策指針の精神として着実に実施するということに結びつくということを念頭に書かせて頂いているというところでございます。

それから、都市ガス自由化について、LPガスとの連携・提携とか、そういった部分につきましては、色々と、特に災害という面では、災害に強いLPガスという特性を生かしながら、色々とコラボレーションを図りながらやっていくと。既にそういった意味で、例えば自治体では、地域防災計画であるとか、そういったものでしっかりと、全体の地域に鑑みた関係事業者の連携というのを図られているというふうに認識してございます。私どもとしましては、都市ガスとLPガスというところもございます。そういったところの保安の所管として、これにつきましても、どこまでのコラボレーションというところもありますけれども、それぞれがしっかりと対応されながら、連携すべきところは連携し、やっていくということなのかなというふうに思っております。

最後、橘川先生から、英語にしてほしい、ありがとうございます。ぜひぜひ考えてみたいと思いますし、この指針に限らず、法令レベルでも英語になっていないというような、そういうところもあるかもしれません。そこの部分は現状を確認しながらやっていきたいと思います。

あと、「我須野さん」も、これは実は都市ガスと共通イメージキャラで、都市ガスの方でも、何かあんまりイメージ良くないなという話もあつたりとかするので、おっしゃるとおりダイバーシティの世界なので、どういった、もう一人の人物を立てるのかということは、ご意見として承らせて頂きたいと思います。

以上です。

○橘川委員長　いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。山田委員、いかがでしょうか。

○山田委員　失礼します。前に発言すべきだったのですけれども、すみません。一般消費者の視点からです。

オール電化の進む中、でもLPガスというのは良い点がいっぱいありまして、災害時の復興の早さ、それと、主婦の立場から、焼き魚のとてもおいしい焼き具合というのは、や

はり電化製品にはちょっと及ぶことのできない、そういうものかと思っております。ただ、安全性さえ確保されれば、本当にいい代物ではないかなと思います。

それで、L Pガスは、とりあえず私どもの地域ではL Pガスなのですけれども、ちょっと都市ガスは当分引けないようなというか、私たちの命のある限りは引いて頂けないような、そんな場所に住んでいるのですけれども、今とても、昔に比べてキャップはちゃんとついておりますし、安全性もしっかり、点検もちゃんとやって頂いております。安全性も、私の知る限りでは、家庭においては十分ではないかなと思います。チェーンもちゃんとついておりますし、ここでお勉強させて頂いたことは必ず地域に持ち帰って、ガス業者さんとタイアップしてやって頂いております。

それとあと、ちょっと気にかかったのですけれども、学校での事故ですね。それはやはり我々大人が万全な体制で臨むべきではないかなと思います。子どもは、世界、日本の宝でございます。その場で事故があるということは、やはりぜひ削除しなければいけないことではないかなと思います。色々な学校においてでも、全部の教室ではなくて、それは例えば調理室、また工具ををするところ、そんな使うようなところに、ぱっと、一見みて分かるような、そんなような大きな注意事項でしょうか、そういうものを、先生だけではなく生徒の目に焼きつけて、生徒にも教えて頂く。文科省を通じてというよりも、皆さん同じような省で連携してやって頂ければいいかなと思いますので、ぜひそれはお願いいたします。

すみません、失礼しました。

○橘川委員長　吉川委員、お願いします。

○吉川委員　1点だけです。この保安対策指針、先ほど、すごくいい内容だということには私も異議がないのですが、これを徹底させるためには、もうちょっと読みやすさというか、全てが網羅されて書かれているだけに、これを隅から隅まで読むのは結構大変だと思います。骨子をまず何かまとめて頂いて、次は後ろの方に索引的に現状分析とか詳しい詳細があるとか、何か、非常に忙しい現場の方でも見やすいような工夫をぜひお願いできればありがたいなと思いました。

以上です。

○橘川委員長　堀口委員、お願いします。

○堀口委員　1点、確認なのですけれども、非常に指針も良くできていますし、あと広報活動も良くされていると思います。委員長言われるとおり、私もぜひ英語にすべきだと思っております。

消費者向けのパンフレット、リーフレットは、ポルトガル語であったり、英語であったりということで、素敵だなと思っているんですが、最近、リーフレット、パンフレットというよりも、スマホに対応しているかどうかというのがすごく消費者に向けては重要なポイントになっております。折角このようにすばらしいリーフレット、パンフレットを使っているけれども、スマホでうまく具合に見られないと、なかなかみんな、もう見ないという方向。紙はどこかに置いていかれているのですけれども、「我須野さんの部屋」はきれいにスマホで見られたのですけれども、その対応はどんなふうにしていらっしゃるのかというのを1点教えて頂ければと思います。

○橘川委員長　　幾つか出ましたが、室長、いかがですか。

○田村ガス安全室長　　ありがとうございます。まず、やはり昨年のB級事故、学校での事故、万全の体制で臨むべき、まさにおっしゃるだと思いますので、次年度の活動においては、特にその部分を重点的に要請等々展開していきたいと思っておりますし、あとは、生徒の方も含めた理解ということで、必ずしも文科省に要請するばかりではないだろうということはおっしゃるとおりでございますので、何ができるかということをしっかり考えていきたいということでございます。

それから、指針についての、徹底するための読みやすさということでございますが、読みやすいように工夫していきたいと思っております。ただ、これは随分歴史が長くて、むしろ変えてもらっては困るというところもあるかと思いますが、ただ、読みやすさ、より読みやすくすることについてはおっしゃるとおりだと思いますので、これは、申しわけございませんが次々年度ですか、その次の次の改訂のときにどういったことができるかということをやっと検討させて頂ければというふうに思っております。

それから、最後のスマホ対応につきましては、今確認したところによると、「我須野さんの部屋」はスマホでも見られますということなのですが、すべからく見えるようになっているかという、恐らく決してそうではないと思いますので、そういった通信機器の向上であるとか、スマホの普及度合いとか、そういったところを考えますと、先生おっしゃるとおりだと思いますので、その部分も工夫できるかどうか考えていきたいと思っております。

以上です。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。

ここまで議論してまいりましたが、災害対策マニュアルに対するご質問とか、それから指針についての広報の仕方とかというご指摘が多かったと思うんですが、指針の内容その

ものには余り異論がなかったのではないかと思います。ということで、事務局案を基本的にご了解頂いたということによろしいでしょうか。（案について了承）それでは、次の議題に入らせて頂きます。

3 番目、これも災害対策マニュアルに関わりますけれども、「熊本地震における取り組みについて」、田村室長、お願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、引き続きまして、資料 3 に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

昨年の熊本地震でございますが、L P ガス販売事業者さん等々によってどのような安全点検あるいは活動がなされたかということをもとめさせて頂いた上で、それから、振り返りとして見られる教訓事項というか、より一層の改善ができる事項があるのではないかと、いうところのご提案をさせて頂きながら、そのご提案部分を先ほどの L P ガス災害対策マニュアルの改訂につなげていきたいという内容になってございます。

まず、右下の 1 ページ目でございますが、1 ポツ目が熊本地震における対応状況ということで、先ほど来お示ししてございます L P ガス災害対策マニュアルというのが、こういう冊子がございます、これは私ども、高圧ガス保安協会さんと連携しながらつくっているものでございます。これは、いわゆる東日本を踏まえてつくったというところでございます。

その中における記載といたしまして、取り決めといたしまして、まず、右ほどの初期対応、それから 2 次対応。例えば初期においては、転倒容器の回復あるいはバルブの閉栓をするということ。それから、2 次対応においては、安全確認のための漏えい検査を実施するということ。そういったものについては、一番下に書いてございます、その結果を普及可能なのか、あるいは不可能なのかというところ。不可能であれば、その旨と注意事項を消費者に対して表示、あるいは下にありますような県の届けの L P ガス協会に対して被害状況の有無を報告するというようなことが、このマニュアルの流れでは規定されているということでございます。

それに対しまして、2 ページ目以降が実際のクロノロジーとなつてございます。

まず、2 ページ目が、熊本県の L P ガス協会における活動の内容でございます。ご承知のとおり、熊本地震につきましては 4 月 14 日には前震が起こり、翌々日の 16 日に本震が起こったということでございますが、その前震の場合においては、いわゆるガス臭の通報等々を受けて容器バルブの閉栓等を実施したということ。それから、本震以降につきましては

は、4月22日で書いてございますチームLPGというのを構成いたしまして、出動したということでございます。その下のクロノロジーに書いてございます倒壊家屋の容器回収を、本数として608本行ったと。その結果として、本震から約10日ほど、4月25日は安全点検を完了し、一部倒壊家屋を復旧は完了したということでございます。

その下に色々と、消費者戸数、書いてございます。熊本県におきましてはLPGガス利用率が約70%でございます。販売事業者さんの数も400事業者ということ。ただ、ガス漏えいによる2次被害、火災とか爆発はなかったということでございます。

さらには、3ページ目、場所は変わって大分県でございますが、大分県LPGガス協会における安全点検の対応ということで、こちらでも容器回収を行った、安全点検を行ったということで、4月20日に補修が完了したということでございます。

その下の部分でございますが、監督部所管、これは色々と県をまたがって事業活動を展開されていらっしゃる方は、県所管から監督部所管の方に移行されるわけでございますが、監督部所管のLPGガス販売事業者における状況でございますけれども、いわゆる関連会社、卸先、人的支援なんかを行いましたということ。それから、安全点検ももちろん行ったということ。容器回収本数としては約4,500本回収したということを書いてございます。

さらには、4ページ目が、さらに監督部をまたぐような営業を展開されていらっしゃる方は本省所管の事業者さんがいらっしゃるわけでございますが、本省所管の事業者における対応状況でございますが、容器回収240本と。さらには、系列や卸先の販売所へ応援対応を行ったとする事業者が8事業者あったということでございます。こちらは、一番最後に、別添資料として参考資料をつけさせて頂いてございます。

さらには、同じく4ページ目でございますが、緊急時連絡業務を行う保安機関といたしまして、いわゆる24時間365日のリアルタイムで集中監視を行っていらっしゃる保安機関の方がいらっしゃいます。その際、熊本地震のときにどういう活動が行われたということでございますが、まず、7県の所在保安機関において、被災地の警報の発報状況を遠隔で監視しながら、顧客の問い合わせを遠隔で対応したというようなこと。さらには、大分県における保安機関でございますが、こちらの感震遮断警報、すなわち集中監視システムの利点でございますけれども、警報の状況を常時監視できると。そういった警報を監視しながら、消費者のお宅における情報を販売事業者連絡し、迅速な復旧対応に努めたということでございます。

さらに、5番目が被害状況の把握ということで、情報の流れをまとめさせて頂いてござ

います。本省所管、監督部所管、それから経営所管は全国LPガス協会さんを経由しながら本省に情報が集約されるという仕組みで、今回の熊本というものも情報収集がなされたということでございます。

さらには、設備的なものでございますが、6ページ目でございます。ガス放出防止型高圧ホースというのがございます。この普及状況をあらわしたグラフが下のところでございますが、その下にさらにパーセンテージが書いてございます。熊本県においては、地震前が34%、それから26%増の60%になりましたということ等々ですね。ただ、注1にも書いてございますが、これは各年における出荷割合を示しているというところでございます。当然、高圧ホースにつきましては耐用年数10年ぐらいと聞いておりますけれども、その年々でそれぞれの出荷される絶対量がまた違ってくるというところでございます。出荷割合で見るとこういったことであるということでございます。

ちなみに、全国LP協さんのご厚意により、高圧ホースの現物をおもち頂いたので、ちょっと拝借させて頂いたわけでございますが、実際はこういうものでございまして、実際はこちら側に垂直にボンベが立つという。そのノズルにこれがアジャストされる、接続されるというところでございますが、ボンベが倒れると、これがカチャッとこうなりまして、ちょっと赤い印が出てくると思いますが、これで遮断されるという、そういう、倒れかけるとボンベの自重によりこれが引っ張られて遮断されるという、いわゆる緊急遮断弁的な機能をもったホースということです。こういったものがそれぞれのページのような普及状況になっているということです。

それで、7ページ目以降が先ほどのご議論とも関連しますが、そういったクロノロジー等々を踏まえまして、今後望まれる対応としてまとめさせて頂いたのが次からということでございます。

まず、(1)番目、都道府県LPガス協会を中心とした横断的な事業者間連携。こういった仕組みをさらに進めていくことが必要ではないかというご提案でございます。色々と、1ポツ、2ポツ、3ポツと、先ほどのクロノロジーの部分を再掲させて頂いてございますが、やはり関連する団体さん同士で復旧状況や被害情報の把握をすることで、さらなる復旧の迅速化と正確さ、いわゆるそういう面的な復旧対応ということが可能となるのではないかと。そのためには、先ほどのLPガス災害対策マニュアルで、中央連絡会議というのを、既にこれは組織することになっておりますが、こういった中央組織を中核といたしまして、情報の集約であるとか共有、それから相互協力というものを、まずはあらかじめル

ール化するということが必要ではないかということのご提案でございます。

それから、8 ページ目、同じく情報収集についてのルール化ということでございますが、こちらにつきましても、LP ガス災害対策中央連絡会議を中心とした連絡体制、あるいは自治体も含めた連絡体制についてもあらかじめ検討してはどうかということでございます。特に被害が発生している箇所への対応状況であるとか、重要施設、病院、学校とか、命にかかわるといようなところの非常に重要な施設、こういったものの初動段階における現地対応の優先度、こういったものをあらかじめ決めながら対応していくことが必要ではないかということでございます。

8 ページ目の(3)が、先ほどの遠隔で色々とやりとりをやりましたというところにつながりますけれども、集中監視システムを導入している保安機関との連携ということで、やはり集中監視システム、こちらについてはメーターの動作をリアルタイムで把握できるということなので、緊急対応を行わせるべき消費者がまず特定できますねということ。場合によっては遠隔でメーターを遮断させるということもできます。こういった事故防止に有効であるということであります。このことから、集中監視システムと販売事業者が連携する、そういったようなための集中監視システムの普及促進、こういった地震対応においても集中監視システムについて非常に利点が見受けられたので、この点からも普及促進を行っていくことが必要ではないかということでございます。

最後、9 ページ目でございますが、(4) 番目、先ほどのガス放出防止型の高圧ホースの普及促進ということで、やはりああいうガス漏えいのリスク軽減の観点からは、こういった高圧ホースの普及促進を行うということを引き続きやっていくことが必要かというふうに考えております。

さらには、3 ポツ目でございますが、鎖がけとかベルトがけの二重化、あるいはコンクリート基礎を打ち込み式のアンカーボルト、これはボルトの真ん中を芯が通っていて、芯をハンマーでたたくと中で管が広がって、アンカーがより密着して抜けづらくなるというような、そういう構造のアンカーボルトがございますが、それで固定するとか、保護板を設置する、いわゆる被害防止措置の推進を図るということが必要ではないかということで、最後、そういった1 から4 をまとめて、LP ガス災害対策マニュアルを改訂するということをご提案したいというふうに思っています。

以上です。

○橘川委員長 ありがとうございました。

ただいまのプレゼンテーションに対して、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

天野委員、お願いします。

○天野委員 配付資料の7ページ、8ページにかかわるものなのですが、熊本地震のときも非常に、個々の事業者様のご努力や迅速な対応というのは十分すばらしいものだったと思いますが、都市ガスの場合ですと、全国から、このときもサポートが1,000人派遣されてきたというようなご報告を別の審議会で伺いましたけれども、LPガスの場合はそもそものベースが都市ガスと全然違っていて、個別の消費者と個別の事業者さんが中心という世界ですので、やはりその個別の事業者さんが被災をすると、そこでちょっと途切れてしまうという可能性があると思います。そういう意味では、ここで今度の災害対策マニュアルで定めるとされているLPガス災害対策中央連絡会議というのが非常に重要になってくると思います。「構築するルールを策定するほか、国や自治体への連絡体制と方法についても検討する」とありますけれども、あるだけではなくて、いかに実際に効果のある——様々な課題があると思いますけれども、実際に効果のあるものをどのように構築していくかということをごぜひ、詰めて考えて頂ければと思います。

○橘川委員長 どうもありがとうございます。

浅野委員、お願いします。ちょっと申しわけないのですが、もう一つ議題もありまして、あと20分くらいなので、その点をご考慮願います。

○浅野委員 すみません、手短にいきます。

先ほど質問させて頂いた内容とも重なるのですが、やはり一応防災を専門にしている中で、この、特に資料2あたりの時系列的な把握とか全体の資料をみても、今後の災害対策にどう生かされるのか、申し分けないんですけれども全然想像がつかないんですね。やはり消費者からの問い合わせもたくさんあったでしょうし、それから、各事業所も持っているBCP、事業継続計画と照らし合わせて、どういうふうに初動がうまくいったのか、いかなかったのかとか、それから、自治体とのやりとりというのはいつごろ始まったのかとか、そこに何か問題があったのか、なかったのかとか、やはりもっとしっかりと実際の把握をしていかないと、非常に熊本地震の規模というのはそういう意味で色々と把握しやすい、色々な事例が、都市ガスとの比較も含めてできる、とても好事例だと——そういう言い方は良くないと思いますが、好事例だと思いますので、もっとしっかりと、深く当時の状況を把握した上で今後の対策に生かして頂きたいなというふうに思いますし、

訓練の方もぜひ工夫をして頂きたいというふうに思います。

以上です。

○橘川委員長　それでは、室長、いかがでしょうか。

○田村ガス安全室長　まず、天野先生からご指摘頂いた点でございますが、やはり都市ガスとは事業形態が異なるということは私どもも非常に承知してございます。そういった意味で、こういったLPガス災害対策マニュアルを改訂するにおいては、そういった観点も含めながら、何ができるかということをしっかり見極めた上で、実効性のある改訂を行っていききたいというふうに思っております。

ちなみに、ちょっとすみません、参考資料2ですけれども、ちょっと説明を割愛させて頂いたのですが、1点だけちょっとご紹介させて頂ければ、参考資料2の方、先ほどのフォローアップについてというところなのですが、3ページ目に、熊本地震の発生を受けて特別に質問を1問立てさせて頂いて、「熊本地震規模の災害が貴県で発生した場合、協会だけで対応は可能ですか」ということにつきましては、32協会の方が「協会だけでは対応できない」というようなお答えをされていらっしゃるのに加え、「対策本部に1人張り付ければ身動きがとれない」というような、こういった実情もございます。もちろん、協会だけで対応可能と思われていらっしゃる方も10協会いるということでございますが、こういった実情なんかも踏まえまして、実効的に何ができるかというのをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

それから、浅野委員の、防災対策についてどう生かされるか良く見えないというご指摘でございますが、私どもとしましては、さらにちょっと突っ込んで考えていきたいとは思っておりますが、まずは見えているところでしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。その部分で、天野先生のご質問ともつながるかと思いますが、その面では実効的な取り組みというものをしっかりと見据えた上で、改訂に向けて考えていきたいというふうに思っております。

○橘川委員長　よろしいでしょうか。

それでは、次の議題、「集中監視システムの現状について」ということに移らせて頂きます。

NPO法人テレメータリング推進協議会の谷合様からプレゼンテーションをお願いいたします。

○谷合オブザーバー　資料4の説明をさせて頂きたいと思います。NPO法人テレメー

タリング推進協議会の事務局をしております谷合でございます。

テレメータリング推進協議会は、ガス事業者様、関連メーカーさん等々、約90者で構成をされております。集中監視の普及活動を行っているところでございます。集中監視の現状ということでご説明をさせて頂きたいと思います。

4ページをご覧頂きたいと思います。まず、集中監視の現状とメリットということでご説明申し上げますけれども、こちらに書いてあるとおり、集中監視というのは、メーターの情報を通信端末を使ってセンターに送るというふうな形になっていまして、自動検針であるとかボンベの残量監視、警報監視、メーターの遠隔開閉ができるというようなシステムでございます。

5ページをご覧頂きたいと思います。こちら、集中監視のメリットということで書いてございますけれども、まずは、一般消費者宅で発生した緊急警報を発生と同時に把握できて、重大事故を防止できるということと、それから、配管設備の微少漏えい等についても常時監視ができるといった保安の高度化というところが大きなポイントだと思います。その他、検針の省力化、配送の効率化、また、メーター操作の省力化といったところもできます。それ以外にも、集中監視のインフラを利用しまして、一般消費者向けの様々なサービスということで、HEMSであるとか、今後はI o Tとかビッグデータの活用、そういったところのインフラにも展開できると考えております。

6ページをご覧頂きたいと思います。こちら、集中監視センターへの緊急警報の受信状況を示したグラフでございます。例えば、黄色にありますように、長時間ガスを使用した場合、あるいはガス漏れでメーターが緊急遮断になった場合、そういった場合に緊急通報が通信をされます。そういった場合、保安センターでは、消費者様の方に警報の内容を電話によってご説明し、ガス器具の点検をして頂くようにご連絡いたします。

ちょっとその保安センターの対応の動画を撮ってきてございますので、ご覧頂きたいと思います。では、スタートします。

(動 画)

どうもありがとうございます。

続きまして、7ページをご覧頂きたいと思います。こういった集中監視に対して、一般消費者様の感謝の声ということで、こちらに記載をさせて頂いております。ガスコンロの消し忘れでありますとか、給湯器のお湯が出しっぱなしになっていた、あるいはとろ火をつけたままうっかり外出をした、あるいはお風呂の火をつけているのを忘れていたといっ

た例がございます。こちらもし、実際に福島県の消費者様の声を収録した動画がありますので、ご覧を頂きたいと思います。

(動画)

ありがとうございます。

それでは、8ページをご覧頂きたいと思います。こちら、集中監視によるその他のメリットということで、災害発生時に消費者様からの電話受付を販売店にかわってセンター運営事業者が対応するといった話です。先ほども室長の方からご説明があった内容でございまして、熊本地震でも実際にこういった対応をさせて頂いたというものでございます。

9ページをご覧頂きたいと思います。こちらは集中監視のインフラを活用した一般消費者向けサービスということになってございますけれども、右下の方に「緊急通報サービス生活支援サービス」と書いてございますけれども、そちらを10ページ以降でちょっとご説明をさせて頂きたいと思います。

10ページをご覧頂きたいと思います。こちら、島根県にありますセーフティネクストという会社なのですが、緊急通報・見守りサービスS H24というシステムの例でございます。集中監視の端末に、左下にありますような非常用のボタンでありますとか、火災警報器、こういうものを取りつけることによりましてセンターの方に緊急通報が可能です。通報がありますと、ちょっとみづらいなのですが、真ん中のところに書いてございまして、A L S O Kさんの方がそのお宅の方に緊急出動するというような仕組みでございまして、実際に島根県、鳥取県の自治体で採用され、初期費用であるとか月額費用を自治体が負担している例がございます。

続きまして、11ページをご覧頂きたいと思います。こちらは同じくセーフティネクストさんによる生活支援サービスということで、島根県飯南町で採用されている例でございまして。同じく集中監視のところに生活支援ボタンというのをつけまして、水漏れとかトイレの詰まりのようなお困りごとが発生した場合、このボタンを押して頂くことによって業者が何うような仕組みでございます。

続きまして、12ページをご覧頂きたいと思います。こちらは集中監視の普及状況ということで、みて頂いているものでございますけれども、L Pでは25%、都市ガスでは5%というふうになってございます。

13ページをご覧頂きたいと思いますが、こちらがその集中監視の普及の阻害要因と対策ということでまとめてまいりました。

一つは、回線が、一般消費者様の有線回線を使用していたのですが、インフラの変動のたびに工事が必要であり、あるいは有線回線をもたない消費者がふえているというところが課題でした。しかしながら、今はインフラに依存しない無線方式を積極的に推進をしております。

また、集中監視のコストが高いということで、従来はLP・都市ガスでも違う仕様であったりといったことでコストが高い原因になっていたのですが、LP・都市ガスで通信仕様を統一し、大量生産による低コスト化を目指す。あるいは、国際標準化のチップを使うことによって低価格の部品を入手可能にするといった対策を進めております。

また、集中監視の導入メリットのPR不足ということでございまして、集中監視のメリットが一般消費者に理解されていない、あるいは認定販売事業者のインセンティブのPR不足、あるいは認定事業者へのハードルの高さ、事業の統廃合によって維持が困難になっているというふうな課題がございました。こちらについては、昨年、経済産業省様の方で作成頂きましたパンフレットを活用させて頂きながら、集中監視や認定販売事業者のPRを行っているところでございます。また、4月から新たに制度化して頂きましたゴールド認定制度のPR、また、認定販売事業者のランクについても50%というものを新設頂きましたので、随分ハードルが低下をしたということと、それから、事業の統廃合に当たっても1年の猶予期間を頂いたということで、非常に集中監視に前向きな事業者様がふえているといった状況でございます。

ここでちょっと、実際に福島県のアポロガス様という、認定販売事業者様のCMをご覧頂きたいと思います。

○橘川委員長 発表時間にそろそろ来てしまっているのです。

(動画)

○谷合オブザーバー ありがとうございます。

あとは、14ページ以降はLPガス版HEMSということでご説明をさせて頂きたいと思っていましたけれども、集中監視のインフラを使いましてLPガス版HEMSというのを実際にサービスをされている事業者様、例えば20ページは大分県のダイプロ様という事業者様、昨年からもうHEMSをサービスされておりますし、21ページでは、スマートハウス研究会というLPガス団体が集まった研究会の中で、今年度、構造改善支援事業の方で4事業者様がLPガス版HEMSの事業を行っております。

あとは、最後になりますけれども、それでは、24ページ以降は集中監視の新バージョン

の標準化ということでございますけれども、一番最後に、26ページのところに、Uバス超音波ガスメーターの機能の向上度合い、こういったところについてまとめてございますので、このあたりも時間がありましたらご確認頂ければと思います。ありがとうございました。

○橘川委員長 急がせてすみませんでした。

ただいまのプレゼンテーションに対して、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他は特に事務局として用意しておりませんので、以上をもちまして予定の議題は終了いたしました。

ここで、全体を通じて福島審議官から発言を賜りたいと思います。

○福島産業保安担当審議官 どうも、皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

今日伺った中で非常に大事なかなと思ったのは、一つは広報の関係なのですが、これはLPガスだけではなくて都市ガスも電気もそうなのですが、我々行政側からも事業者側からも、広報で、特に消費者に情報が到達するところが若干弱いのかなという感じがしていますので、少しそういった点については工夫というか検討は進めたいと思っています。

もう一点、国際化の話も委員長からありましたけれども、国際的に比較しましても日本というのは非常に事故の少ないインフラというんですか、ガスとか高圧とか電気になっていて、こういった規制制度なり技術を海外に展開をしていくというのは、国としてもインフラ輸出とかでやっていますけれども、非常に重要な点ではないかと思っています。ただ、我々はこういう規制行政をしていますと、国際化というのは余り視点としては取り入れられてこなかったということもありますので、少しそういった、こういったいい日本の技術、規制を世界に発展させて、結果的に世界中から災害を減らしていく、事故を減らしていくということも少し視野に入れながら、この1年間政策を展開していきたいと思っています。

今日はどうも、貴重なご意見をありがとうございました。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

○田村ガス安全室長 それでは、本日の議事要旨につきましては事務局の方で作成いたしまして、まずは事務局の文責でホームページ上に公開したいと考えてございます。また、議事録につきましては、委員の皆様にご確認頂いた後に公開することを予定してございま

す。追って事務局より確認の依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。

一部、プレゼンテーションの時間を急かしてしまいまして、どうも申しわけありませんでした。

活発なご議論を頂いてありがとうございました。

以上で本日の会議を終わらせて頂きます。

——了——